

訪問看護ステーション 葵会仙台 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団 葵会が開設する訪問看護ステーション 葵会仙台(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従事者(以下「看護師等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師(以下「主治医」という。)が、指定訪問看護若しくは指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定訪問看護若しくは指定介護予防訪問看護(以下「指定訪問看護等」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護等の提供に当たって、ステーションの看護師等は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、心身の機能の維持回復を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーション 葵会仙台
- (2) 所在地 宮城県仙台市太白区柳生字台57番地の1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。基準の範囲内において適宜職員を増減することができるものとする。

- (1) 管理者 看護師 1名(看護師を兼務)
管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護等の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも指定訪問看護等の提供に当たる。
- (2) 看護師等 看護師 7名(常勤6名(うち管理者兼務1名)、非常勤1名)
看護師等は、予防も含む訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護等の提供に当たる。
- (3) 理学療法士等 理学療法士 1名(非常勤)
理学療法士等は、訪問看護計画に基づくリハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等の日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション

- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症・精神障害者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導・相談
- (9) カテーター等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置および検査等の補助

(利用料等)

第7条 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に準じて算定する。ただし、保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担とする。

2 次条の通常の事業に実施地域を越えて行う指定訪問看護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 実施地域を越えて片道おおむね3キロメートル未満 300円
- (2) 実施地域を越えて片道おおむね3キロメートル以上 500円

3 予定されていた指定訪問看護等の利用のキャンセルがあった場合、次に定めた額を徴収するものとする。

- (1) 利用日の前日午後5時までキャンセルの連絡があった場合 無料
- (2) 上記以外のキャンセルの場合 1000円

4 死後の処置料は、15,000円とする。

5 第2項又は第3項又は第4項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対し事前に説明を行い文書により同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、仙台市太白区(秋保・茂庭を除く)、若林区、名取市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、指定訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(事故発生時の対応)

第10条 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。また、利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は虐待の発生またはその再発を予防するため、以下の措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は直ちに防止策を講じ市町村へ報告する。

- (1) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施するとともに、新規採用時には必ず実施する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止に関する責任者を選定する。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に(年1回以上)開催するとともに、委員会での検討結果を従業員に周知徹底する。

(その他運営についての留意事項)

第12条 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るための研究・研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後30日以内
- (2) 継続研修 年1回

2 ステーションの従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 ステーション従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、ステー

ション従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、ステーション従業者との雇用契約の内容とする。

4 ステーションは、指定訪問看護等に関する記録を整備し、指定訪問看護等完結の日から 5 年間保管するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団 葵会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。